

## 2021年 4月 ニュースレター

### Topic

#### <税務実施に関する通達草案>

#### 国境を越えたEコマース及びデジタルビジネスへの詳細なご案内

- ❖ 概要
- ❖ 税務申告の新制度
- ❖ 課税所得を確定する方法
- ❖ 納税申告の新制度が有効になる時点
- ❖ 仮想PE

## <概要>

- ❖ 当通達草案は、税務の法律のさまざまな問題に関して詳細にご案内します。
- ❖ このニュースレターは、ベトナムでEコマースとデジタルビジネスを行う外国サプライヤー向けの税務申告制度にのみ焦点を当てます。
- ❖ 財務省は、議論調査を短くすることで、当該通達を迅速に完成させる意向を示しています。したがって、新しい制度の影響を受ける企業には、その潜在的な影響を研究および評価し、コンプライアンスプロセスの準備をすることをお勧めします。



## <税務申告の新制度>

- ❖ 通達草案は、外国サプライヤーは自分で、又は委任される人がベトナムで直接登録、申告、および納税するため、より明確な規則を定めています。
  
- ❖ 具体的には、海外サプライヤーは
  - 10桁の税コードが付与されます
  - 四半期ごとに税務総局のウェブポータルで税務申告できます
  - オンラインで税金を支払うことができます



## <税務申告の新制度>

- ❖ 外国サプライヤーがベトナムで直接登録、申告、納税しない場合、ベトナム側の法人は以下の責任を負います。
- ベトナムの購入者が事業登録をしている場合、外国サプライヤーの代わりに税金を源泉徴収し、申告する責任があります（現行外国契約者税と同じです）
- ベトナムの購入者が個人、銀行又は仲介会社は毎月源泉徴収および申告する必要があります。税務総局は、当該外国サプライヤーの社名及びウェブサイトを、源泉徴収のために銀行や支払い仲介業者に提供します。



## <税務申告の新制度>

- 個人がカードまたは銀行・仲介会社が源泉徴収することができない他の支払い方法を使用する場合、銀行または仲介会社は、毎月、外国サプライヤーへの支払いをフォローし、税務総局に報告する必要があります。
- ただし、当制度は実際にどのように機能するかについては、まだ不明です。



## <課税所得を確定する方法>

- ❖ 納税額は、現行外国請負業者の税制に従う税率及びベトナムで発生する所得に基づいて確定されます。税率は、外国サプライヤーが提供する商品やサービスの性質によって異なります。
- ❖ 通達草案では、課税所得を確定するためのデータを収集する制度が導入されています。具体的には、次のとおりです。
  - (i) 購入者（組織および個人）による支払いに関連する情報（例：銀行口座又はクレジットカードのBIN番号等）



## <課税所得を確定する方法>

- (ii) ベトナムにおける購入者の居住状況に関する情報（支払い先住所、配送先住所など）および/または購入者のアクセスポイントに関する情報（SIMカード、IPアドレス等）
- (i) が手に入れることができない場合は、居住状況やIPアドレスに関する情報を利用することができます。
- ❖ ただし、上記の情報は当該分野のすべての対象のために納税申告に十分であるかどうか、手に入れられるかどうかはまだ不明です。



## <納税申告の新制度が有効になる時点>

- ❖ 通達草案に基づいて、通達が有効になる時、新しい申告の制度が有効になります。ただし、実際の税務登録と申告は、税務総局が開発したeポータルが正式に開始された時から実行できます。
- ❖ 通達草案では、通達の発効日以降にeポータルが利用可能になる（可能性がある）場合、納税者は通達の発効日からeポータルが正式に開始する日まで課税所得をフォローする必要があると規定されています。
- ❖ この期間は、利息や支払い遅延のペナルティは適用されません。





## <仮定PE>

- ❖ 注目すべき点の1つは、通達草案の第84条にある「恒久的施設」の概念であり、「ベトナムで事業を行う場所が所有しないが、ベトナムでベトナムの組織や個人とのEコマースやデジタルビジネスを行っている外国サプライヤーは恒久的施設（「PE」 – permanent establishment）とみなされる」。
- ❖ これは法人所得税法に定められたPE定義の広げられた分です。仮想PEの概念を導入するというベトナムの意図を明確にしています。

# お問い合わせ

## 日本 親会社

- ▶ **黒澤合同事務所グループ**
- ▶ **所在地**：東京都中野区中野4丁目4番11号
- ▶ **URL**: <https://www.kurosawa.gr.jp/>

## ベトナム 子会社

- ▶ **Kurosawa Consulting Vietnam Co.,Ltd**
- ▶ **所在地**：Floor 1B, 116-118 Nguyen Thi Minh Khai Street, Ward 6, District 3, HCMC
- ▶ **URL**: <http://kurosawa-vn.com/> (JP-EN-VN)
- ▶ **日本語のホットライン**：+84-89-808-2232
- ▶ (井上 陽子) [yoko.inoue@kurosawa.vn](mailto:yoko.inoue@kurosawa.vn)
- ▶ **ベトナム語/英語のホットライン**：+84-90-139-2232
- ▶ (Nguyen Truong Hiep) [contact@kurosawa.vn](mailto:contact@kurosawa.vn)

